

クリエイターコラボ依頼規約(LINE プロモーション絵文字)

本規約は、LINE ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）と上記 2 に記載のクライアント（以下「クライアント」といいます）との間における、本クリエイターコラボ依頼シート（以下「本シート」という）に基づくクリエイターへの絵文字クリエイティブ（絵文字に用いられるデザインをいい、制作過程における白黒ラフ、清書及びクリエイター自由発想草案等を含みます）の制作依頼に関して適用されます。

1. 当社によるクリエイターの制作可否の確認には、通常、本シート提出後 5 営業日程度を要します。但し、クリエイター調整の都合や条件等の確認のために通常よりお時間をいただく場合もございます。クリエイターが制作可能であることが確認できた場合、クライアントからの発注(以下「本件発注」といいます。)に対する当社の承諾をもって、クライアントと当社との間の契約が成立するものとします。本シートにおいて、「本件発注」とは、クライアントから当社への当社が指定するフォーマットの申込書等の提出（当社が指定するシステム上での発注手続を含むものとします。）を指すものとします。ただし、本件発注への当社の承諾後も、クリエイターとの契約を締結するため、制作開始まで 8~10 営業日程度のお時間をいただきます。
2. クライアントが制作可否確認を依頼するクリエイターは最大 5 名とし、希望順位を付すものとします。なお、当社からクリエイターへの制作可否確認に対してクリエイターが当社に制作可能である旨意思表示し、それに対してクライアントが当該クリエイターへの本件発注をする決定をした旨当社に連絡（口頭や電子メール等による連絡を含みます。）した場合、それ以降のクライアントによる本件発注の中止や本件発注をする決定の意思表示の撤回については、クライアントから当社への本件発注前であっても、キャンセル料として絵文字クリエイティブの制作費全額を、クライアントから当社にお支払いいただきます。予めご了承ください。
3. クリエイターが制作可能であることが確認された場合、当該クリエイターより希望順位が下位のクリエイターの制作可否確認は行うことなく終了します。
4. クリエイターが制作可能の場合、当社は当該クリエイターのリソース確保期間として 10 営業日を用意します。本期間満了までに、クライアントは、案件等を決定し当社に連絡するものとします。10 営業日を過ぎますと、当社はクリエイターのリソースを開放し、クライアントからの申込みを受けられない場合があります。この場合、クライアントは当社に対して、名目を問わず、なんら賠償を求めることはできないものとします。
5. 他のキャラクターとコラボせず、クリエイターのキャラクターのみの利用をご希望の場合は、すでに販売されている既存の作品の中からご希望のクリエイターをご指定下さい。
6. クリエイターコラボ依頼申請時に、クライアントはバリエーション依頼シートを提出するものとします。指定するバリエーションは、希望絵文字が 10 種類の場合は 12 点、20 種類の場合は 22 点とします。
7. バリエーション依頼シート提出後、クリエイターは、当該シートに基づき絵文字クリエイティブの白黒ラフを制作します。指定されたバリエーションの趣旨に基づく修正範疇に収まらない範囲の描直しと判断される要望については、当社はこれを拒否することができるものとします。描直し可否かの判断は当社が行うものとし、クライアントは、当社の判断に対して異議を申し立てることはできません。また、クリエイターは、指定されたバリエーションの他に、最低 2 種類以上のクリエイター自由発想草案を制作します。クリエイター自由発想草案の点数及びデザインに対するクライアントからの要望は受け付けません。なお、クリエイター自由発想草案の制作費は、点数にかかわらず、絵文字クリエイティブの制作費に含まれます。

8.クリエイターは、上記の白黒ラフから選定されたバリエーションについて、清書制作を行います。クライアントによるバリエーションの選定後、修正範疇に収まらない範囲の描直しと判断される要望については、当社はこれを拒否することができるものとします。描直し可否かの判断は当社が行うものとし、クライアントは、当社の判断に対して異議を申し立てることはできません。

9. 著名な特定の人物、動物等をベースに絵文字クリエイティブの制作依頼を行う場合、クライアントにおいて、当該人物、動物等に関する絵文字クリエイティブの制作に必要な権利を取得のうえ、当社にサブライセンス（クリエイターへのサブライセンス権も含まれます）するものとします。かかる権利処理を怠り、当社、クリエイター又はその両方が損害を被った場合、クライアントはかかる損害を賠償するものとします。サブライセンスを行うにあたって条件がある場合は、事前に当社に書面にて明示するものとします。当社及びクリエイターは、絵文字クリエイティブ制作に必要な限度で、ライセンスされた権利を行使するものとします。

10. 当社又はクリエイターに帰責しない事由で絵文字クリエイティブの制作が遅延、制作が不可になった際に発生する損害について、当社及びクリエイターは一切負担しないものとします。

11. クリエイターによる絵文字の告知は、クリエイターが無償で行うものであり、バリエーション依頼シートに「告知希望あり」とご指定いただいた場合であっても、告知を実施するか否かおよび告知内容・態様についてはクリエイターの裁量に委ねられるものとします。告知内容・態様および告知をしなかったことにより生じたトラブルについて、当社及びクリエイターは一切責任を負わないものとします。また、クライアントが告知の内容を指定することおよび告知に条件を付すことはできません。

12. 絵文字クリエイティブに関する著作権は、全てクリエイターに帰属します。疑義を避けるために付言すると、クリエイターは絵文字クリエイティブを、LINE Creators Market 絵文字を含む有償コンテンツとして販売することがあります。

13. 絵文字クリエイティブを、当社及びクリエイターの承諾無く外部に公表することは禁止です。

14. クライアントによる絵文字クリエイティブの制作依頼に関しては、本規約のほか、LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系個別規約（同規約第 1 条第 3 項に定める各規約等を含みます）が適用されます。